

令和4年6月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年6月総会議事録

1 日 時 令和4年6月15日(水) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議案

第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)

第2号 農業振興地域整備計画の変更について (1件)

第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権4件・農地中間管理事業に係る利用権3件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (3件)

2 農地法第5条の規定による許可処分取消について (4件)

3 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(2件・農地中間管理事業に係る合意解約6件)

4 その他

・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
(1件)

・次回総会 7月15日(金) 午前9時30分から 市役所4階会議室

・現地調査 7月7日(木) 予定

4 出席委員(16人:議席順)

1番 野中 保志

2番 藤川 久志

4番 林 一志

6番 河野 八千代

7番 高林 司

8番 名和田 栄治

9番 大田 裕美

11番 岡島 史真

12番 林 弘幸

13番 岡本 勇二

14番 木村 正雄

15番 中野 晴人

16番 末永 恵子

17番 山近 洋祐

18番 松田 昭洋(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員(3人)

3番 大田 寛治

5番 深水 一男

10番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

事務局長 角谷 隆士

事務局長補佐 坂倉 幸三

書記 北村 実瑛

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和4年6月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案が3件、報告事項が4件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

引き続き、5月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和4年6月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は16名、欠席委員は3名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

11番、岡島史真委員、12番、林弘幸委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅下字●●、地番▲▲▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,526㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、大阪府中央区道修町▲丁目▲番▲号、株式会社●●●●●、代表取締役、●●●●●さん。

譲渡人は、宇部市北琴芝▲丁目▲番▲▲の▲号、●●●●●さんです。

転用の目的は、パネル枚数168枚、パネル設置面積433.22㎡、発電出力

49.5kwの太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人が、土地の面積も広く、周辺に高い建物の建築も想定されていない。また、日射量や価格で適切だと判断し、購入地とした。

譲渡人は、高齢で、現在は宇部市在住。農地の維持管理が困難であり、今後も利用予定がないため、売買に応じることとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。JR山陰本線長門三隅駅から北東へ約160mに位置する農地です。

また、3ページには公図、4ページには土地利用計画図等を添付しております。「農地法審査基準」6ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、おおむね300m以内に鉄道の駅が存在しており、農地法施行規則第43条第2号が適用され、転用許可可能な第3種農地に該当するものと考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の預金残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により既存の農業用排水路に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当は、19番、私、大野の担当地区でございますので、補足説明をいたします。

ただいま、事務局の説明がありましたように、申請地はJR長門三隅駅付近の住宅地の中にあり、周囲の住宅に、よく説明、理解をしてもらっているとのことでした。

申請人は、同じ地区で生まれ育った方ですが、宇部市の方に嫁がれており、現地は申請人のご本人名義で、休耕地のままで管理されておりました。

別に、何の問題もないと思われます。

皆様の慎重審議の程、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の説明は終わります。

本件について、質問、ご意見のある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農業振興地域の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。

今回、農林水産課より、農業振興地域の変更に関する案件1件について、意見を求められているところです。

内容につきましては、重要変更が1件となっております。

2ページをご覧ください。

議案第2号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和4年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

この案件につきましては、申請地が農業振興地域の農用地区域内にあることから、今回、除外申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律、第13条第2項各号の要件をすべて満たす必要があります。

番号1。

土地の所在、大字三隅上字●●、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田。台帳面積2,154㎡。うち、除外面積2.25㎡。

申請者は、東京都世田谷区玉川▲丁目▲▲番▲号、●●●●●●株式会社。

除外の理由は、携帯電話の通信サービスエリアの拡大と安定したサービス提供のため、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置を行うものです。

別添、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 5 ページをご覧ください。申請地は、長門市役所三隅支所から東南東へ約 5.4k mに位置する農地です。

また、6 ページには公図を、7 ページから 9 ページにはそれぞれ平面図、立面図、求積図を添付しています。「農地法審査基準」16 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件について説明致します。

1 号については、携帯電話用無線基地局の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが、困難であると認められる。

2 号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に、支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3 号については、農用地区域内における、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に、支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4 号については、農業用施設等の有する機能に、支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5 号については、土地改良事業等には該当しているが、政令第 8 条第 3 号ロが規定する期間、事業完了後 8 年を経過しているため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてを満たしています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象農地ではありますが、対象農地から除外予定のため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置ということで、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により、公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用され、許可権者である長門市農業委員会への届出となります。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議 長 本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。
- 2 番 2番、藤川です。
この件は、4月でしたか、案件が出ていたと思います。
報告事項でしたかね、出ていた案件ですが、今事務局が言われたとおりで、別に、何ら問題はないと思われます。
皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。
- 議 長 他にどなたか、ご質問、御意見のある方がおられましたら、お願いいたします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。
よって、本件農地を、長門市農業振興地域整理計画に定める農用地の区域から除外することに、同意すると決定をいたします。
続きまして、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局長
補佐 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。
令和4年6月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
7月1日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の2つとなっております。
まず、従来からの利用権設定です。3ページをご覧ください。
賃貸借ですが、日置地区が、2件6筆の11,202㎡。油谷地区が、1件1筆の1,638㎡です。
使用貸借については、三隅地区のみで、1件1筆の228㎡となります。

合計しますと、三隅地区が、1件1筆の228㎡、日置地区が、2件6筆の11,202㎡、油谷地区が、1件1筆の1,638㎡。

全体で、4件8筆の13,068㎡となります。

詳細につきましては、4ページ以降をご覧ください。

次に6ページからの、農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、日置地区が、2件6筆の14,410㎡となります。

使用貸借ですが、三隅地区が、1件2筆の1,874㎡となります。

合計しますと、三隅地区が、1件2筆の1,874㎡。日置地区が、2件6筆の14,410㎡。合計で、3件8筆の16,284㎡となります。

詳細につきましては、7ページをご覧ください。

基盤強化促進法、第18条第3項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体についてご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項1の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。9ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明です。
番号1。

ほか3件の許可取り消し処分となります。
以上でございます。

ただいま、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

続きまして、報告事項３の説明をお願いいたします。

それでは、11 ページをご覧ください。
なお、1 点訂正がございます。

お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

番号 1。

通知者ですが、賃貸人は、長門市仙崎▲▲▲番地、●●●●●さん。

賃借人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。

土地の所在は、大字三隅中字●●、地番▲▲▲▲番▲、面積は 228 m²。

令和4年4月25日に合意解約しております。

ほか1件の合意解約でございます。

次に、12 ページをご覧ください。

こちらも2点訂正がございます。

番号 2 の土地の所在。

4筆ございますが、一番初めの地番「▲▲▲▲」は「▲▲▲▲」、次の「▲▲▲▲」は「▲▲▲▲」でございました。

お詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

それでは、農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

賃貸人は、長門市深川湯本▲▲▲番地、●●●●さん。

賃借人は、山口市葵▲丁目▲番▲▲号、公益財団法人●●●●●●●●●●
●●。

転借人は、長門市西深川▲▲▲▲番地、●●●●さん。

土地の所在は、西深川字●●、地番▲▲▲▲番▲、面積は 461 m²。ほか 1 筆。

令和 4 年 4 月 25 日に合意解約しております。

ほか 5 件の合意解約でございます。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他の報告事項について説明をお願いいたします。

坂倉事務
局長補佐

14 ページをご覧ください。

●●●●●●株式会社から、「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がありました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっています。

なお、10 ページ以降に位置図、公図、土地利用計画図、立面図を添付しておりますので併せてご覧ください。

番号 1。

土地の所在、大字三隅中字●●、地番▲▲▲▲番▲、現況地目は田、ほか 2 筆。

台帳面積 833 m²のうち、携帯基地局の設置として永年転用 4.00 m²。

それから、台帳合算面積 1,617 m²のうち、190.33 m²は基地局設置工事に伴う作業場としての一時転用となります。

令和 4 年 6 月 6 日付で異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局よりその他の報告事項について説明がございましたが、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

6月の農地利用最適化推進地区別会議についてですが、既にご案内しておりますとおり、6月24日金曜日が午前10時から油谷地区、午後2時から日置地区で開催します。6月29日水曜日は午前10時から三隅地区が、午後2時から長門地区で開催する予定となっておりますので、ご出席をお願いいたします。

次に、農地パトロール説明会を、7月15日金曜日、午前9時30分から、市役所4階会議室で開催いたします。

それから、7月の定例総会ですが、7月15日金曜日、農地パトロール説明会が終了したのち、引き続き市役所4階大会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、7月7日木曜日を予定しております。

該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくをお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

本日、皆様にお諮りする全ての議題を終わりますが、皆様の方から、何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

14番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

直接、農業委員会と関係があるかどうか、定かでないですけども、農業振興地域の見直しの分で、前回、見直されてからもう、おおかた5年ぐらいになると思うんですけども、行政が見直しを、5年毎の見直しをやるわけですが、前回、担当者が、その前は10年ぐらい空いちよるほいな。だから、同じことがないように。というのが、整備田は、なかなか動かされんのやけど、山間地の未整備田等は、ずいぶん、はあ農地パトロールやっても、荒廃化されちよるし、年寄りが一人では管理できないというようなことで、やっぱり、それもまだ振興地域で一種農地になっているし、だからそういうのも、行政が見直しをする時に、やってもらえたら、わざわざ出てこんでも済むわけです。

それで山林化するにしても、スムーズに事が諮られるんやけど、これは、農業委員会のあれじゃないわな。ここで言うべきことではないわな。

議 長

事務局から、お願いします。

事務局長
補佐

はい。農業振興計画ですけれども、名目上は、平成 29 年度に見直しをしたという事になっておりますが、実際には、公表されたのが平成 31 年の 6 月でございます。

それで 5 年毎ということになりますので、おそらく、もう 2、3 年したら次の見直しの準備が始まるのではないかと考えております。

こちらの主担当は、農林水産課農業振興班ということになっておりますけれども、当然、農業委員会の方も連携をはかりながら、農振地域の見直しというところに協力していきたいと考えております。

その中で、来月の農地パトロールの時にもお願いしたいと思っておりますけれども、今、農振に入っているけれども、山林化して、もう農地とは言えない、農振地域に入れていても意味がないというような土地が、木村委員さんがおっしゃられたように、山間部は特に多いかと思われま

す。そういった、次回の農振の全体計画の見直しのときに、除外すべき候補地という部分も、今度の農地パトロールの時に、一緒にご報告いただけたらと、それらを取りまとめて、農林水産課農業振興班の方に情報伝達して、外すべき農地は、積極的に外していきたいというふうに考えております。

以上ですが、よろしいでしょうか。

14 番

はい、分かりました。

議 長

貴重なご意見をありがとうございました。

他に、ご意見、ご質問がある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、以上をもちまして、6 月の定例総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 6 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年6月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 島 史 真

議事録署名委員 林 弘 幸